

平成28年度

草加市

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

草加市監査委員



草 監 第 6 9 号
平成 2 9 年 8 月 2 1 日

草加市長 田 中 和 明 様

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 小 澤 敏 明

平成 2 8 年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付されました平成 2 8 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成28年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

審査の対象	1
審査の期間	2
審査の方法	2
審査の結果	2
審査の概要	3
1 健全化判断比率	3
(1) 標準財政規模の額	3
(2) 実質赤字比率	4
(3) 連結実質赤字比率	5
(4) 実質公債費比率	6
(5) 将来負担比率	10
2 資金不足比率	15
(1) 公共下水道事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）	16
(2) 新田西部土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）	17
(3) 水道事業会計及び病院事業会計（地方公営企業法適用事業）	18
3 むすび	20

参考資料

資料 1	近隣市等における健全化判断比率の比較	21
資料 2	近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較	22
資料 3	埼玉県内の市における健全化判断比率の状況	23
資料 4	類似団体における健全化判断比率の状況	24
資料 5	近隣市等及び類似団体における連結実質赤字比率及び将来負担比率の関係	25
資料 6	用語説明	26

（注）

- 文中で用いる金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨てています。このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 数値の単位未満の端数は、原則として四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引き等が一致しない場合があります。
- 表中の百分率の比較単位はポイントであり、表示については文中を含め単純差引きしています。
- 各表中の符号等の用法は、次のとおりです。
「 - 」 当該数値がないもの
「 」 マイナス

平成28年度草加市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

審査の対象

平成28年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる事項を記載した書類

表 1（健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等）

区分		該当会計名等	各比率の対象となる会計等					
一般会計等	一般会計	一般会計 (新田駅西口土地区画整理事業特別会計を含む)	実質赤字					
	公営事業会計	特別会計	交通災害共済事業特別会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
駐車場事業特別会計								
国民健康保険特別会計								
介護保険特別会計								
後期高齢者医療特別会計								
公営企業会計		法非適用	公共下水道事業特別会計					
			新田西部土地区画整理事業特別会計					
			法適用	水道事業会計				
				病院事業会計				
			一部事務組合・広域連合					
地方公社・第三セクター等					資金不足比率			

表 2（一部事務組合・地方公社等）

一部事務組合・広域連合	地方公社・第三セクター等
東埼玉資源環境組合	草加市土地開発公社
埼玉県都市競艇組合	アコス株式会社
埼玉縣市町村総合事務組合	
彩の国さいたま人づくり広域連合	
埼玉県後期高齢者医療広域連合	
草加八潮消防組合	

審査の期間

水道事業会計及び病院事業会計の資金不足比率

平成29年6月12日から平成29年8月18日まで

上記を除く比率

平成29年7月20日から平成29年8月18日まで

審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に基づき適正に作成されているか、関係書類の照合等を行うとともに、関係部局からの説明を聴取する等の方法により、審査を実施しました。

審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれら算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率・決算年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減 -	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-		11.39	20.00
連結実質赤字比率	-	-	-		16.39	30.00
実質公債費比率	4.3	3.9	3.9	0.0	25.0	35.0
将来負担比率	25.0	18.3	11.2	7.1	350.0	

(参考) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「-」表示ですが、実質黒字額を負の値()で表記した場合における平成28年度決算に基づく実質赤字比率は 6.43%、連結実質赤字比率は 34.04%です。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計・決算年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減 -	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	-	-	-		20.0
新田西部土地区画整理事業特別会計	-	-	-		
水道事業会計	-	-	-		
病院事業会計	-	-	-		

(参考) 資金不足比率については、資金の不足額がないため「-」表示ですが、資金の剰余額を負の値()で表記した場合における平成28年度決算に基づく資金不足比率は、公共下水道事業特別会計 9.3%、新田西部土地区画整理事業特別会計 0.0%、水道事業会計 162.2%、病院事業会計 19.0%です。

審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」とする。）では、地方公共団体（以下「自治体」とする。）の財政悪化や破綻を未然に防ぐ目的から、自治体は算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率という4つの健全化判断比率及び資金不足比率の数値と早期健全化基準等との対比結果を公表し、その結果に応じて行財政上の措置を行うことを規定しています。

以下、1 健全化判断比率 及び 2 資金不足比率の審査概要を記載します。

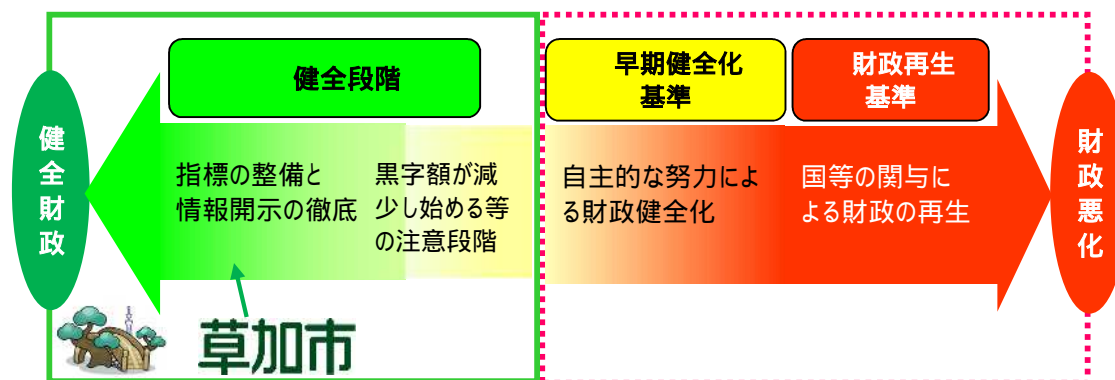
1 健全化判断比率

4つの健全化判断比率は、表3のとおり、財政の健全性や悪化の度合いにより健全段階、財政状況が悪化し自主的な改善努力により財政健全化を図る段階（早期健全化基準）、財政状況の悪化が著しく自主的な改善努力では財政健全化が困難となり国等の関与による確実な財政再生が必要な段階（財政再生基準）で分類され、4つの健全化判断比率のうち1つの指標でも早期健全化基準以上となる場合には、財政状況を早期に改善するための財政健全化計画を策定する必要があります。

また、財政悪化がより深刻な状況となり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。

本市における平成28年度決算に基づく健全化判断比率については、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する比率はありませんでした。

表 3（草加市における健全化判断比率の健全性のイメージ）



(1) 標準財政規模の額

健全化判断比率4指標の算定において、算定式の分母に関係する標準財政規模とは、自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の合算額で表されます。

平成28年度は、標準税収入額等 372億8,661万円、普通交付税額 27億6,331万円、臨時財政対策債発行可能額 29億3,764万円の合計 429億8,756万円が標準財政規模となり、前年度と比べ 5億7,681万円（1.4%）増加しています。

(2) 実質赤字比率(税金等の収入に占める一般会計の赤字額の割合)

福祉、教育、まちづくり等を行う自治体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等に赤字がある場合、その赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

算定の対象となる会計は、一般会計及び新田駅西口土地区画整理事業特別会計です。

算定式は次のとおりで、実質赤字額が生じる場合には比率を正の値で表示していますが、実質黒字額の場合には比率は算定されず、公表値は「-」と表示されます。平成28年度は実質赤字額が生じていませんので、実質黒字額を負の値()で表示し、比率を算定しますと、表4「実質赤字比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

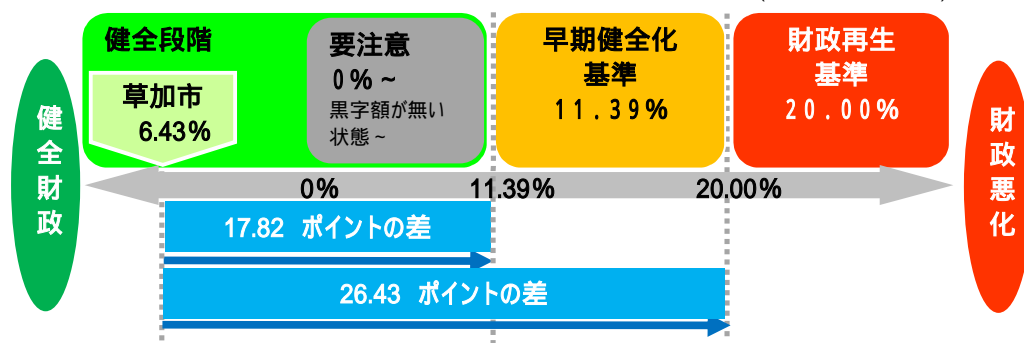
	実質赤字(黒字)額 A		
実質赤字比率	=	—————	
		標準財政規模 B	

表 4 (実質赤字比率算定表と年度比較)

(単位:千円・%)

算定式の内容	実質収支額等			増減 -
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
実質赤字(黒字)額 (ア-イ-ウ) A	4,435,641	4,814,359	2,765,691	2,048,668
歳入決算額 ア	70,450,992	73,840,684	73,442,165	398,519
歳出決算額 イ	65,752,774	68,416,804	70,421,643	2,004,839
繰越財源 ウ	262,577	609,521	254,831	354,690
標準財政規模 B	41,813,474	42,410,750	42,987,569	576,819
実質赤字比率 A / B	10.60	11.35	6.43	4.92
公表値	-	-	-	

(早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質赤字比率))



平成28年度の実質赤字比率の実数値は 6.43%で、前年度に比べ 4.92ポイント低下しています。また、早期健全化基準 11.39%に比べ 17.82ポイント、財政再生基準 20.00%に比べ 26.43ポイント、それぞれ下回っています。

なお、早期健全化基準は市町村の標準財政規模に応じて 11.25%から 15.00%の間で、毎年度定められます。

実質赤字比率が低下した主な要因を算定式から求めますと、分母となる標準財政規模が前年度と比べ 1.4%増加し、また、分子を構成する実質黒字額が減少(42.6%)した結果、標準財政規模に占める実質黒字額の割合が低下したものです。

(3) 連結実質赤字比率(税金等の収入に占める全会計の赤字額・資金の不足額の割合)

自治体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字額や黒字額を合算し、自治体としての赤字がある場合、その赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり一般会計及び特別会計(公営企業会計を含む)となり、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等は対象外です。

算定式は次のとおりで、実質赤字額が生じる場合には比率を正の値で表示しますが、実質黒字額の場合には比率は算定されず、公表値は「-」と表示されます。平成28年度は実質赤字額が生じていませんので、実質黒字額を負の値()で表示し、比率を算定しますと、表5「連結実質赤字比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

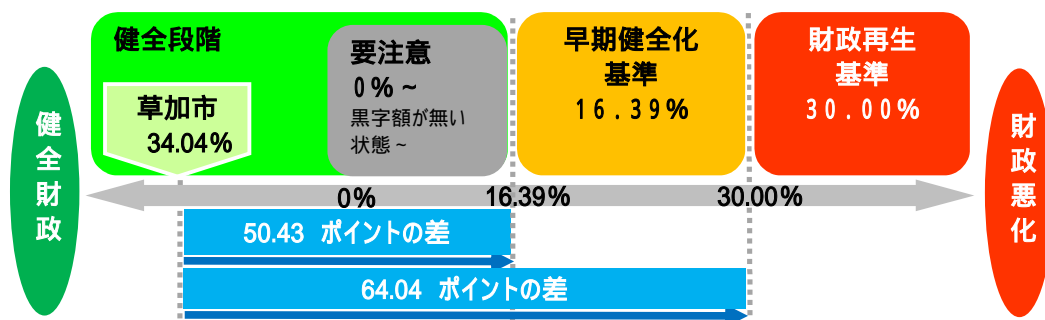
$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字(黒字)額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

表 5 (連結実質赤字比率算定表と年度比較)

(単位 : 千円・%)

算定式の内容	実質収支額等			増減 -
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
一般会計等 (一般会計)	4,435,641	4,814,359	2,765,691	2,048,668
特別会計	955,612	1,623,441	2,897,265	1,273,824
公営企業会計	8,906,792	9,417,993	8,972,687	445,306
合 計	14,298,045	15,855,793	14,635,643	1,220,150
連結実質 赤字(黒字)額 A	14,298,045	15,855,793	14,635,643	1,220,150
標準財政規模 B	41,813,474	42,410,750	42,987,569	576,819
連結実質赤字比率 A / B	34.19	37.38	34.04	3.34
公 表 値	-	-	-	

(早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(連結実質赤字比率))



平成28年度の連結実質赤字比率の実数値は 34.04%で、前年度に比べ 3.34ポイント低下しています。早期健全化基準 16.39%に比べ 50.43ポイント、財政再生基準 30.00%に比べ 64.04ポイント、それぞれ下回っています。

なお、早期健全化基準は実質赤字比率と同様に、市町村の標準財政規模に応じて 16.25%から20.00%の間で、毎年度定められます。

連結実質赤字比率が低下した主な要因を算定式から求めますと、算定式の分母となる標準財政規模が前年度と比べ 1.4%増加し、また、分子を構成する連結した実質黒字額が減少した結果、標準財政規模に占める連結実質黒字額の割合が低下したものです。

各会計の実質黒字額を前年度と比較しますと、一般会計が 42.6%減少し、特別会計が 78.5%増加し、公営企業会計が 4.7%減少したことにより、全体では 7.7%減少しています。

また、連結実質黒字額に占める各会計の構成割合は、一般会計等 18.9%、特別会計 19.8%、公営企業会計 61.3%となっています。

(4) 実質公債費比率(税金等の収入に占める一般会計の借入金返済額の割合)

自治体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率で、借入金である地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり、一般会計及び特別会計(公営企業会計を含む)並びに一部事務組合・広域連合となります。

算定式は次のとおりで、3か年の平均値が公表値となります。詳細は、表6「実質公債費比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式（公表値は、平成28年度を含めた過去3か年の平均値です。）

$$\text{実質公債費比率（単年度）} = \frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{基準財政需要額算入額 D}}$$

- A:元利償還金(公債費、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額等)
 B:準元利償還金
 C:特定財源(国や都道府県等からの利子補給等)
 D:地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
 E:標準財政規模

表 6（実質公債費比率算定表と年度比較）

（単位：千円・％）

算定式の内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減 -
元利償還金 A	5,349,729	5,067,026	5,288,902	221,876
準元利償還金 B	3,618,059	3,866,185	3,764,358	101,827
公営企業に要する経費の財源とする地方債償還の財源に充てたと認められた繰入金	3,452,851	3,637,746	3,493,546	144,200
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	93,132	149,840	131,619	18,221
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	72,076	78,599	139,193	60,594
特定財源 C	1,705,734	1,699,279	1,781,633	82,354
国や都道府県等からの利子補給	0	0	0	0
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	1,705,734	1,699,279	1,781,633	82,354
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	6,045,893	5,650,476	5,713,342	62,866
標準財政規模 E	41,813,474	42,410,750	42,987,569	576,819
〔分子〕 (A+B)-(C+D)	1,216,161	1,583,456	1,558,285	25,171
〔分母〕 (E-D)	35,767,581	36,760,274	37,274,227	513,953
実質公債費比率（単年度） ()/()	3.40018	4.30752	4.18060	0.12692
実質公債費比率（公表値）	4.3	3.9	3.9	0.0

（注）公表値は、当該年度を含む過去3か年の平均値です。

（早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質公債費比率)）

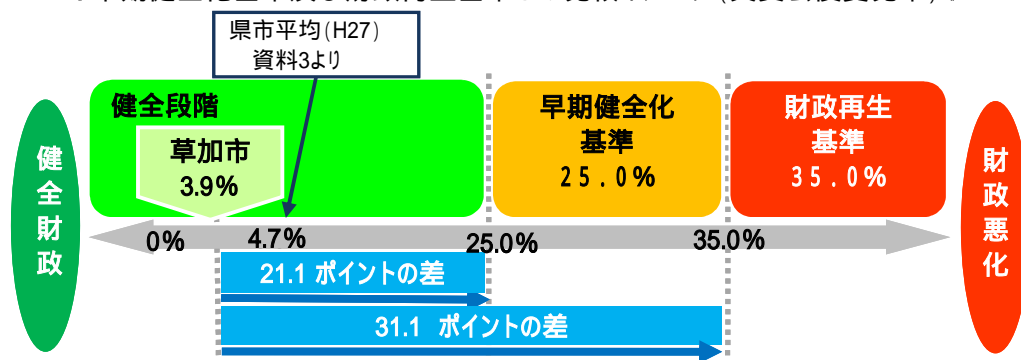


表6「実質公債費比率算定表と年度比較」をみますと、平成28年度の実質公債費比率は、平成26年度から平成28年度までの3か年平均値で3.9%となり、平成27年度の算定値と比べて同水準となっています。

早期健全化基準25.0%と比べ21.1ポイント、財政再生基準35.0%と比べ31.1ポイント、それぞれ下回っています。なお、早期健全化基準及び財政再生基準は、それぞれ一律に定められています。

また、平成28年度の実質公債費比率の単年度値は、4.18060%で、平成27年度の単年度値と比べ0.12692ポイント低下(改善)しています。

単年度比率が低下(改善)した主な要因を算定式から求めますと、分母を構成する項目のうち標準財政規模は、前年度と比べ5億7,681万円(1.4%)増加した一方、分子を構成する項目のうち元利償還金は前年度と比べ2億2,187万円(4.4%)増加しましたが、準元利償還金が前年度と比べ1億182万円(2.6%)減少し、さらに控除項目である特定財源や元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が前年度と比べ増加したことにより、分子が減少した結果、分母に占める分子の割合が低下したものです。

続いて、全国規模の公表値では最新となる平成27年度の数値同士を比較し、本市の実質公債費比率の相対的な状況を確認します。

資料1「近隣市等における健全化判断比率の比較(平成27年度)」から、平成27年度における本市の実質公債費比率は3.9%で、埼玉県内全40市(以下「県市」とする。)平均4.7%及び類似団体(以下「類団」とする。)平均6.2%と比較しますと、県市平均より0.8ポイント、類団平均より2.3ポイントそれぞれ下回っています。

また、表7「実質公債費比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」から主に算定項目の標準財政規模に対する割合を比較しますと、次のとおりとなります。

元利償還金は、本市が12.3%(平成27年度11.9%)で、県市平均14.3%より2.0ポイント下回っています。

特定財源は、本市が4.1%(平成27年度4.0%)で、県市平均3.5%より0.6ポイント上回っています。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、本市が13.3%(平成27年度13.3%)で、県市平均10.9%より2.4ポイント上回っています。

表 7 《 実質公債費比率の算定における埼玉県内の市平均との比較 》

算定式の内容	草加市 (H 2 8)		草加市 (H 2 7)		県市平均 (H 2 7)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
元利償還金 A	5,288,902	12.3	5,067,026	11.9	4,525,168	14.3
準元利償還金 B	3,764,358	8.8	3,866,185	9.1	1,330,515	4.2
満期一括償還地方債の 1年当たりの元金償還 金に相当するもの	0	0.0	0	0.0	83,458	0.3
公営企業に要する経費 の財源とする地方債償 還の財源に充てたと認 められた繰入金	3,493,546	8.1	3,637,746	8.6	965,447	3.1
一部事務組合等の起こ した地方債に充てたと 認められる補助金又は 負担金	131,619	0.3	149,840	0.4	117,746	0.4
公債費に準ずる債務負 担行為に係るもの	139,193	0.3	78,599	0.2	163,372	0.5
一時借入金の利子	0	0.0	0	0.0	492	0.0
特定財源 C	1,781,633	4.1	1,699,279	4.0	1,118,333	3.5
国や都道府県等からの 利子補給	0	0.0	0	0.0	54,209	0.2
都市計画事業の財源と して発行された地方債 償還額に充当した都市 計画税	1,781,633	4.1	1,699,279	4.0	1,064,124	3.4
元利償還金・準元利償 還金に係る基準財政需要額 算入額 D	5,713,342	13.3	5,650,476	13.3	3,458,717	10.9
標準財政規模 E	42,987,569	100.0	42,410,750	100.0	31,598,038	100.0
〔分子〕 () (A+B)-(C+D)	1,558,285	3.6	1,583,456	3.7	1,278,633	4.0
〔分母〕 () (E-D)	37,274,227	86.7	36,760,274	86.7	28,139,321	89.1
実質公債費比率 (単年度) () / ()	4.18060		4.30752		4.54394	
実質公債費比率 (公表値)	3.9		3.9		4.7	

(注1) 「平成27年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県企画財政部市町村課)」から作成しています。

(注2) 割合は、標準財政規模に対するものを表しています。

(5) 将来負担比率(税金等の収入に占める一般会計が将来負担する債務の割合)

自治体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)から、返済原資としてみなすことができる基金、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(充当可能財源等)を控除した将来負担額(以下「充当後将来負担額」とする。)の、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(以下「調整後標準財政規模」とする。)に対する比率です。

自治体の一般会計等の地方債残高や出資している法人への損失補償や地方公社の負債等、一般会計が支払う可能性のある負担額を合算し、一般会計における将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

将来、本市の財政を圧迫する可能性がある債務の現在高や、この現在高が税収入等からなる年間の総収入の何年分に相当するかを確認できます。

算定の対象となる会計は、表1「健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等」のとおり、一般会計、特別会計(公営企業会計を含む)並びに一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等(表2参照)となります。

算定式は次のとおりで、その詳細は、表8「将来負担比率算定表と年度比較」のとおりです。

算定式

将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{基準財政需要額算入額 D}}$
--------	---	---

A: 将来負担額(地方債の現在高、公営企業債等繰入見込額等)

B: 充当可能財源等(充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)

C: 標準財政規模

D: 地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

表 8 (将来負担比率算定表と年度比較)

(単位:千円・%)

算定式の内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減 -
将来負担額	地方債の現在高	56,183,884	57,268,340	57,094,928	173,412
	債務負担行為に基づく支出 予定額	1,800,840	2,076,576	2,066,063	10,513
	公営企業債等繰入見込額	35,505,113	33,758,456	32,476,328	1,282,128
	組合等負担等見込額	1,215,889	2,183,592	2,093,974	89,618
	退職手当負担見込額	8,086,532	7,364,969	5,724,964	1,640,005
	設立法人の負債額等負担見 込額	20,560	1,823	938	885
	土地開発公社	0	0	0	0
	第三セクター等	20,560	1,823	938	885
	連結実質赤字額	0	0	0	0
	組合等連結実質赤字額負担 見込額	0	0	0	0
合 計 A	102,812,818	102,653,756	99,457,195	3,196,561	
充当可能財源等	充当可能基金額	10,521,144	11,523,642	12,803,467	1,279,825
	特定財源見込額(充当可能 特定歳入)	15,597,673	17,562,212	16,597,614	964,598
	うち都市計画税	13,655,626	15,414,999	14,495,572	919,427
	地方債現在高に係る基準財 政需要額算入見込額	67,737,989	66,812,190	65,877,796	934,394
合 計 B	93,856,806	95,898,044	95,278,877	619,167	
充当後将来負担額 〔分子〕	() (A - B)	8,956,012	6,755,712	4,178,318	2,577,394
標準財政規模 C	41,813,474	42,410,750	42,987,569	576,819	
元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入額 D	6,045,893	5,650,476	5,713,342	62,866	
調整後標準財政規模 〔分母〕	() (C - D)	35,767,581	36,760,274	37,274,227	513,953
将来負担比率 () / ()	25.0	18.3	11.2	7.1	

（早期健全化基準との比較イメージ(将来負担比率)）

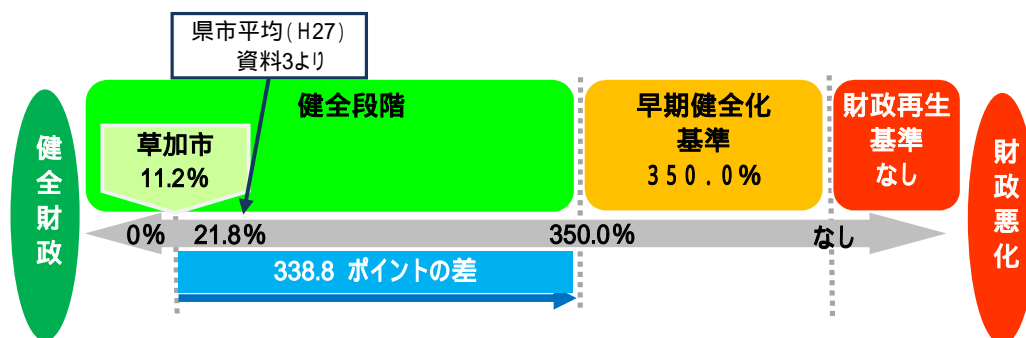


表8「将来負担比率算定表と年度比較」をみますと、平成28年度の将来負担比率は11.2%となり、前年度に比べ7.1ポイント低下(改善)しています。

早期健全化基準350.0%に比べ338.8ポイント下回っています。なお、早期健全化基準は市町村一律に定められ、財政再生基準は定められていません。

また、算定式の内容を比較しますと、平成28年度の将来負担額は994億5,719万円で、前年度に比べ31億9,656万円(3.1%)減少しています。この主はものは、公営企業債等繰入見込額や退職手当負担見込額が減少したことによるものです。

充当可能財源等は952億7,887万円で、前年度に比べ6億1,916万円(0.6%)減少しています。この主なものは、特定財源見込額や地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額が減少したことによるものです。この結果、充当後将来負担額は41億7,831万円で、前年度に比べ25億7,739万円(38.2%)減少しています。

将来負担比率が低下(改善)した主な要因を算定式から求めますと、分母となる調整後標準財政規模が前年度に比べ5億7,681万円(1.4%)増加し、また、分子を構成する充当後将来負担額が減少した結果、分母に占める分子の割合が低下したものです。

続いて、全国規模の公表値では最新となる平成27年度の数値同士を比較し、本市の将来負担比率の相対的な状況を確認します。

資料1「近隣市等における健全化判断比率の比較(平成27年度)」から、平成27年度における本市の将来負担比率は18.3%で、県市平均21.8%及び類団平均39.8%と比較しますと、県市平均より3.5ポイント、類団平均より21.5ポイント下回っています。

また、表9「将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」から主な算定項目の標準財政規模に対する割合を比較しますと、次のとおりとなります。

将来負担額は本市が231.4%(平成27年度242.0%)で、県市平均216.8%より14.6ポイント上回っています。充当可能財源等は、本市が221.6%(平成27年度226.1%)で、県市平均197.3%より24.3ポイント上回っています。充当後将来負担額は、本市が9.7%(平成27年度15.9%)で、県市平均19.5%より9.8ポイント下回っています。

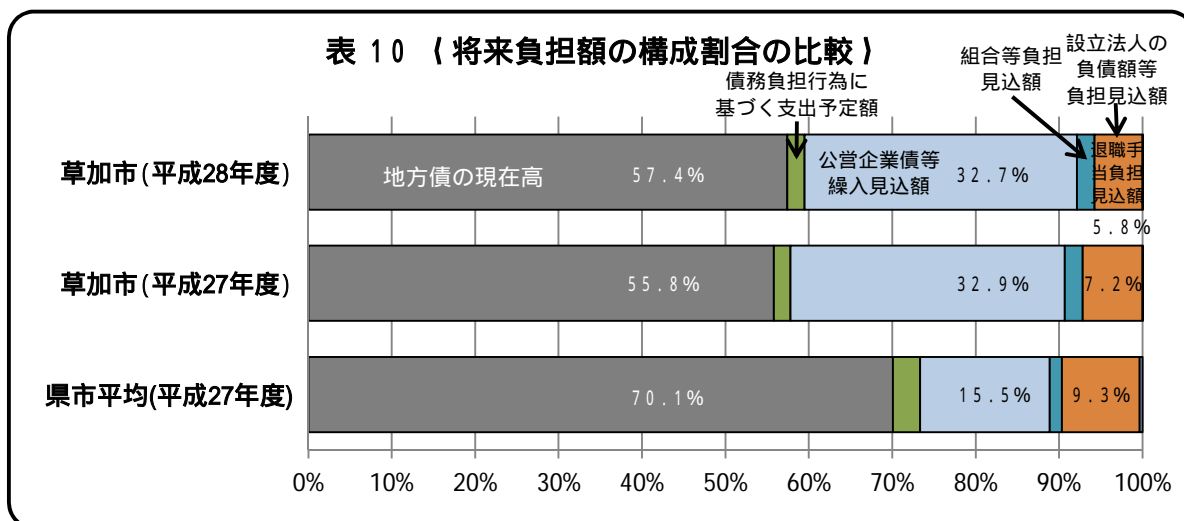
表 9 (将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較)

算定式の内容		草加市 (H 2 8)		草加市 (H 2 7)		県市平均 (H 2 7)	
		金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
将来負担額	地方債の現在高	57,094,928	132.8	57,268,340	135.0	48,008,518	151.9
	債務負担行為に基づく 支出予定額	2,066,063	4.8	2,076,576	4.9	2,243,438	7.1
	公営企業債等繰入見込額	32,476,328	75.5	33,758,456	79.6	10,639,686	33.7
	組合等負担等見込額	2,093,974	4.9	2,183,592	5.1	989,055	3.1
	退職手当負担見込額	5,724,964	13.3	7,364,969	17.4	6,395,014	20.2
	設立法人の負債額等負担見込額	938	0.0	1,823	0.0	236,170	0.7
	連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	組合等連結実質赤字額 負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	合 計 A	99,457,195	231.4	102,653,756	242.0	68,511,881	216.8
充当可能財源等	充当可能基金額	12,803,467	29.8	11,523,642	27.2	9,466,591	30.0
	特定財源見込額 (充当可能特定歳入)	16,597,614	38.6	17,562,212	41.4	9,891,435	31.3
	うち都市計画税	14,495,572	33.7	15,414,999	36.3	9,339,897	29.6
	地方債現在高に係る基 準財政需要額算入見込 額	65,877,796	153.2	66,812,190	157.5	42,992,811	136.1
	合 計 B	95,278,877	221.6	95,898,044	226.1	62,350,837	197.3
充当後将来負担額 () 【分子】 (A - B)		4,178,318	9.7	6,755,712	15.9	6,161,044	19.5
標準財政規模 C		42,987,569	100.0	42,410,750	100.0	31,598,038	100.0
元利償還金・準元利償還 金に係る基準財政需要額 算入額 D		5,713,342	13.3	5,650,476	13.3	3,458,717	10.9
調整後標準財政規模 () 【分母】 (C - D)		37,274,227	86.7	36,760,274	86.7	28,139,321	89.1
将来負担比率 () / ()		11.2		18.3		21.8	

(注1) 「平成 2 7 年度決算に基づく健全化判断比率 (埼玉県企画財政部市町村課) 」から作成しています。

(注2) 割合は、標準財政規模に対するものを表しています。

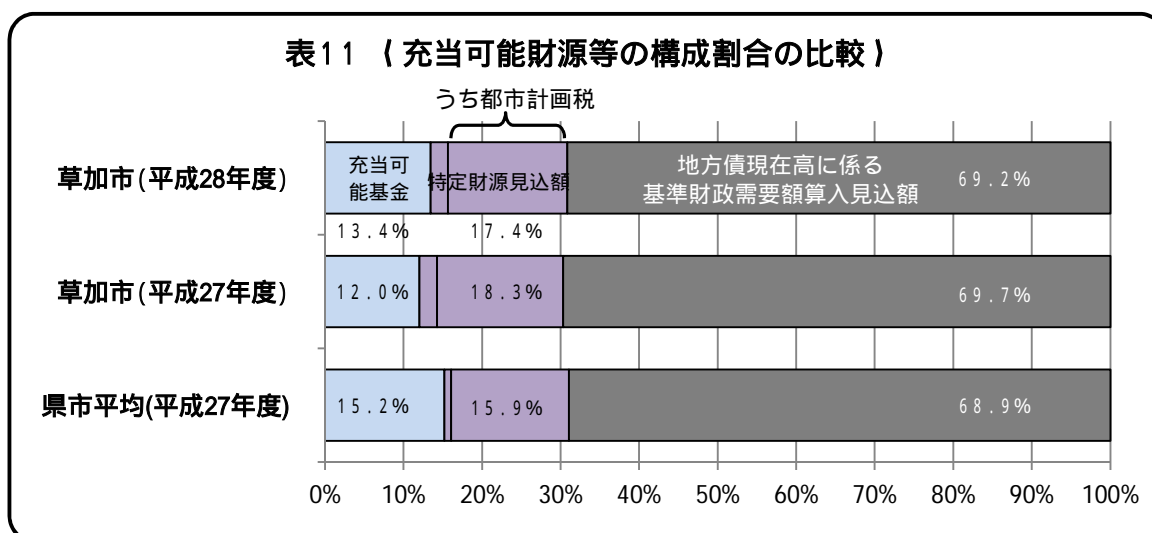
次に、将来負担額の算定項目についての構成割合を確認するために、表9「将来負担比率の算定における埼玉県内の市平均との比較」等からグラフを作成しますと、表10「将来負担額の構成割合の比較」のとおりとなります。



主な算定項目を比較しますと、一般会計等の地方債の現在高は、本市が 57.4% (平成27年度 55.8%) で、県市平均 70.1% より 12.7ポイント下回っています。なお、額については県市平均より 90億8,641万円上回っています。

公共下水道事業特別会計、病院事業会計等に係る地方債の償還のための一般会計からの繰入額である公営企業債等繰入見込額は、本市が 32.7% (平成27年度 32.9%) で、県市平均 15.5% より 17.2ポイント上回っています。なお、額については県市平均より 218億3,664万円上回っています。

また、充当可能財源等の算定項目についての構成割合を確認するために、同じくグラフを作成しますと、表11「充当可能財源等の構成割合の比較」のとおりとなります。



算定項目を比較しますと、充当可能基金額は、本市が 13.4% (平成27年度 12.0%) で、県市平均 15.2% より 1.8ポイント下回っています。なお、額については県市平均より 33億3,687万円上回っています。

特定財源見込額（充当可能特定歳入）は、本市は 17.4%（平成 27 年度 18.3%）で、県市平均 15.9%より 1.5ポイント上回っています。なお、額については、県市平均より 67億617万円上回っています。

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額については、本市は 69.2%（平成 27 年度 69.7%）で、県市平均 68.9%より 0.3ポイント上回っています。なお、額については県市平均より 228億8,498万円上回っています。

次に、資料 2「近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較」から本市と県市平均を確認しますと、次のとおりとなります。

充当可能財源等控除前の将来負担額から求めた市民一人当たりの将来負担額は、本市が 402,596円（平成 27 年度 417,499円）で、県市平均 402,126円より 470円上回っています。

一方、充当可能財源等控除後の将来負担額から求めた市民一人当たりの将来負担額は、本市が 16,914円（平成 27 年度 27,476円）で、県市平均 36,162円より 19,248円下回っています。

2 資金不足比率（事業の規模に占める資金の不足額の割合）

公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模（年間料金収入等）と比較し、どの程度の割合かを示す指標で、資金が不足している場合における経営状態の悪化の度合いを示すものです。

算定の対象となる会計は、特別会計のうち地方公営企業法を適用する事業である水道事業会計及び病院事業会計と、地方財政法施行令第 46 条で定める事業のうち地方公営企業法を適用していない公共下水道事業特別会計及び新田西部土地地区画整理事業特別会計の 4 会計となり、比率は公営企業会計ごとに算定されます。

比率は、資金の不足額がある場合には算定されますが、資金の剰余額がある場合には算定されず、公表値は「 - 」と表示されます。各事業の「資金不足比率算定表と年度比較」では、剰余額を（負の値）で表した場合の実数値となる資金不足比率等を記載しました。

なお、比率が、経営の健全化を図るべき基準（経営健全化基準）以上である場合には、経営の健全化のための計画（経営健全化計画）を策定する必要がありますが、平成 28 年度は、経営健全化基準以上となる公営企業会計はありませんでした。

(1) 公共下水道事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）

算定式

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額 (A + B) - (C + D)}}{\text{事業の規模 (E - F)}}$
--------	---	--

A: 歳出額

B: 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

C: 歳入額(翌年度に繰り越すべき財源を除く。)

D: 解消可能資金不足額

E: 営業収益に相当する収入の額

F: 受託工事収益に相当する収入の額

表 12 「資金不足比率算定表と年度比較(公共下水道事業特別会計)」

(単位: 千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減 -
歳出額 A	6,471,474	6,987,404	6,880,650	106,754
建設改良費等以外の地方債 現在高 B	0	0	0	0
歳入額(ア - イ) C	6,725,929	7,191,943	7,136,802	55,141
歳入 ア	6,743,441	7,201,389	7,144,683	56,706
繰り越すべき財源 イ	17,512	9,446	7,881	1,565
解消可能資金不足額 D	0	0	0	0
資金の不足(剰余) 額 () 【分子】(A + B) - (C + D)	254,455	204,539	256,152	51,613
営業収益相当額 E	2,686,396	2,777,415	2,744,777	32,638
受託工事収益相当額 F	0	0	0	0
事業の規模 () 【分母】 (E - F)	2,686,396	2,777,415	2,744,777	32,638
資金不足比率 () / ()	9.4	7.3	9.3	2.0
公 表 値	-	-	-	

公共下水道事業特別会計については、表12「資金不足比率算定表と年度比較(公共下水道事業特別会計)」のとおり、資金の不足額は生じていませんので、平成28年度における公表値は「-」表示です。実数値は9.3%で、前年度に比べ2.0ポイント上昇し、経営健全化基準である20.0%から29.3ポイント下回っています。

この主なものは、分母となる事業の規模()が負担金の減少により、前年度と比べ1.2%減少しましたが、分子となる資金の剰余额()が25.2%増加した結果、分母に占める分子の割合が上昇したものです。

(2) 新田西部土地区画整理事業特別会計（地方公営企業法非適用事業）

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A + B) - (C + D) + (E + F)}{\text{事業の規模 G}}$$

A: 歳出額

B: 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

C: 歳入額(翌年度に繰り越すべき財源を除く。)

D: 土地収入見込額

E: 土地造成等経費の財源に充てる地方債の現在高

F: 土地造成等経費の財源に充てる他の会計からの長期借入金の現在高

G: 資本 + 負債相当額

表 13 (資金不足比率算定表と年度比較(新田西部土地区画整理事業特別会計))

(単位 : 千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減 -
歳出額 A	485,126	1,876,054	235,143	1,640,911
建設改良費等以外の地方債 現在高 B	0	0	0	0
歳入額 (ア - イ) C	498,310	1,999,890	246,697	1,753,193
歳入 ア	498,310	1,999,890	246,697	1,753,193
繰り越すべき財源 イ	0	0	0	0
土地収入見込額 D	0	0	0	0
土地造成地方債現在高 E	0	0	0	0
土地造成他会計長期借入金 現在高 F	0	0	0	0
資金の不足 (剰余) 額 () [分子]	-	-	-	
事業の規模 () (資本 + 負債相当額) [分母] G	1,104,576	892,625	714,510	178,115
資金不足比率 () / ()	-	-	-	
公 表 値	-	-	-	

(注1) 資金の不足額()は、財政健全化法施行令第3条の不足額の算定方法

((A+B)-(C+D))の結果、不足額が発生しない場合は「-」表示となります。

(注2) 平成25年度から、歳入、歳出額等については公共事業分を除いています。

新田西部土地区画整理事業特別会計については、表13「資金不足比率算定表と年度比較(新田西部土地区画整理事業特別会計)」のとおり、資金の不足額は生じていませんので、平成28年度における公表値は「-」表示です。

(3) 水道事業会計及び病院事業会計（地方公営企業法適用事業）

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A-B-C+D) - (E+F+G)}}{\text{事業の規模 (H - I)}}$$

A:流動負債

B:控除企業債等

C:控除引当金等

D:建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

E:流動資産

F:貸倒引当金

G:解消可能資金不足額

H:営業収益

I:受託工事収益

水道事業会計

表 14 (資金不足比率算定表と年度比較(水道事業会計))

(単位 : 千円・%)

算定式の内容	算 定 値			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減 -
流動負債 A	1,506,384	1,370,836	1,775,255	404,419
控除企業債等 B	172,051	177,200	182,520	5,320
控除引当金等 C	443,758	443,231	445,809	2,578
建設改良費等以外の 地方債現在高 D	0	0	0	0
流動資産 E	6,796,984	7,256,170	7,722,285	466,115
貸倒引当金 F	0	0	0	0
解消可能資金不足額 G	0	0	0	0
資金の不足(剰余) 額 () 〔分子〕 (A-B-C+D) - (E+F+G)	5,906,409	6,505,765	6,575,359	69,594
営業収益 H	4,000,252	4,017,100	4,061,984	44,884
受託工事収益 I	10,688	10,491	9,293	1,198
事業の規模 () 〔分母〕(H - I)	3,989,564	4,006,609	4,052,691	46,082
資金不足比率 () / ()	148.0	162.3	162.2	0.1
公表値	-	-	-	

水道事業会計については、表14「資金不足比率算定表と年度比較（水道事業会計）」のとおり、資金の不足額は生じていませんので、平成28年度における公表値は「-」表示です。実数値は162.2%で、前年度に比べ0.1ポイント低下し、経営健全化基準である20.0%から182.2ポイント下回っています。

この主なものは、分母を構成する営業収益が増加したことにより、事業の規模が増加した結果、分母に占める分子の割合が低下したものです。

病院事業会計

表15（資金不足比率算定表と年度比較（病院事業会計））

（単位：千円・％）

算定式の内容	算 定 値			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増減 -
流動負債 A	1,748,931	2,096,047	1,958,676	137,371
控除企業債等 B	609,844	635,613	499,929	135,684
控除引当金等 C	316,193	444,690	524,321	79,631
建設改良費等以外の 地方債現在高 D	0	0	0	0
流動資産 E	3,547,638	3,590,397	3,055,948	534,449
貸倒引当金 F	8,000	9,200	8,100	1,100
解消可能資金不足額 G	0	0	0	0
資金の不足（ 剰余）額（ ） 〔分子〕 (A-B-C+D) - (E+F+G)	2,732,744	2,583,853	2,129,622	454,231
営業収益（医業収益） H	10,631,886	11,035,301	11,166,543	131,242
受託工事収益 I	0	0	0	0
事業の規模（ ） 〔分母〕(H-I)	10,631,886	11,035,301	11,166,543	131,242
資金不足比率（ ）/（ ）	25.7	23.4	19.0	4.4
公 表 値	-	-	-	

病院事業会計については、表15「資金不足比率算定表と年度比較（病院事業会計）」のとおり、資金の不足額は生じていませんので、平成28年度における公表値は「-」表示です。実数値は19.0%で、前年度に比べ4.4ポイント低下し、経営健全化基準である20.0%から39.0ポイント下回っています。

この主なものは、分母となる事業の規模（営業収益）が増加したことにより、分母に占める分子の割合が低下したものです。

3 むすび

平成28年度における我が国の財政状況は、法人税の減少等によって国の税収が7年ぶりに前年度を下回り、平成32年度に黒字化を目指している基礎的財政収支が赤字の見通しとなるなど、財政健全化に向けた取組は難しい局面を迎えています。

本市においては、高度経済成長期の人口急増に伴う都市化によって集中的に整備された小中学校、公民館、道路、上下水道などの公共施設等が建設から約50年を経過し、大規模修繕や建替え等の更新時期を迎えています。

財政面では、近い将来、少子高齢化に伴う労働力人口の減少による市税収入の伸び悩みや社会保障関連経費の増大による財政のひっ迫が懸念されます。

このような状況において、財政を適正に運営する指針とするため、財政健全化法に基づいて算定された本市の平成28年度決算における健全化判断比率を審査したところ、実質公債費比率については、前年度と同水準となっています。将来負担比率の状況は、公営企業債の繰入見込額の減少と標準財政規模の増加により、健全化の傾向を示しています。また、資金不足比率は、不足額が発生せず健全を示す比率となっています。

全国の状況を確認すると、公表値において最新となる平成27年度決算に基づく自治体及び公営企業会計の比率では、早期健全化基準以上（将来負担比率）の団体は前年度同様1団体であり、経営健全化基準以上の公営企業会計数は前年度に比べ、13会計から10会計へ減少しています。

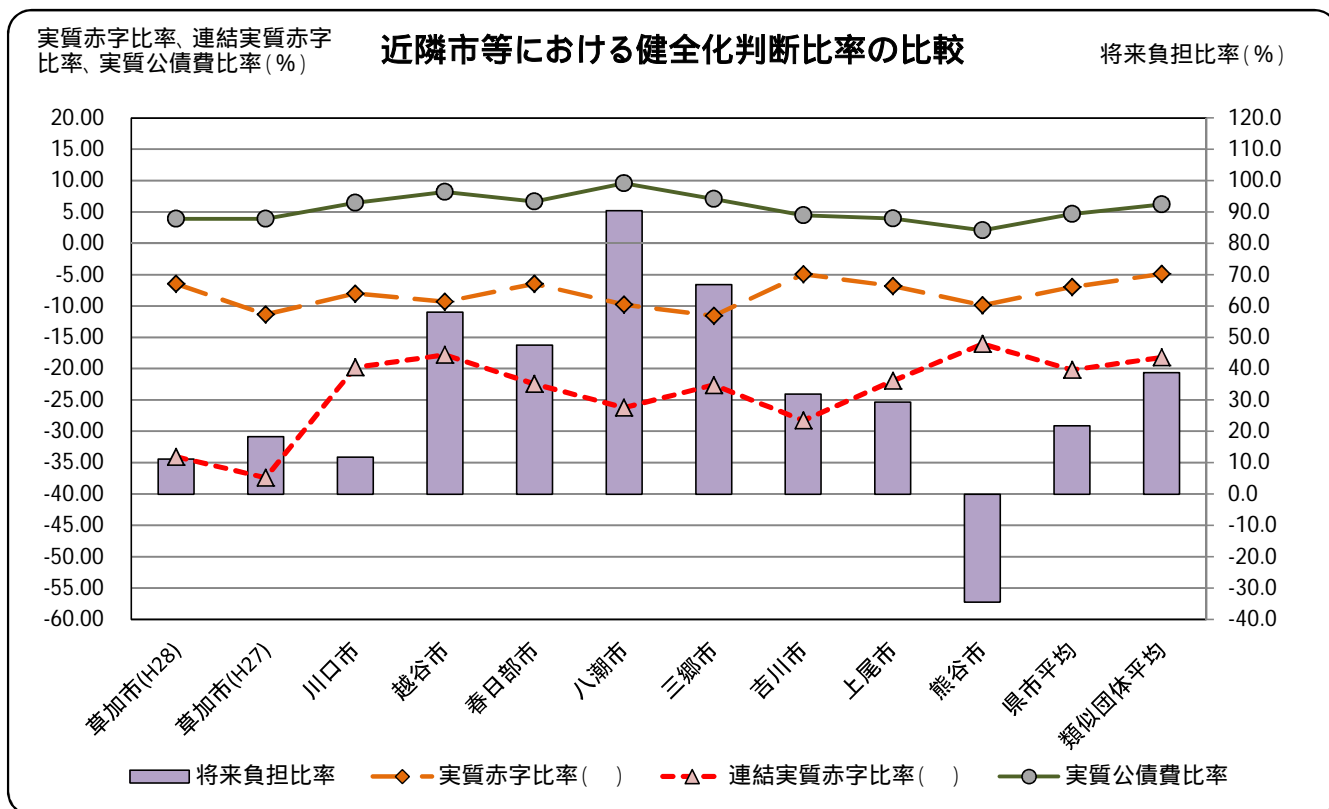
また、埼玉県内の市や類似団体の平均値を資料3及び資料4から確認すると実質収支（黒字額）は埼玉県内の市では増加し、類似団体においては減少しています。実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも低下（改善）しています。

財政健全化指標は、財政状況を客観的に把握し、自治体を継続して健全に経営する上で道しるべとなるものです。本指標をもとに計画的な行財政運営を行うとともに、数値のみに捉われず、まちづくりへの適切な投資や事業の実施に取り組むことを望みます。

依然として厳しい財政状況の中、市民が安心して暮らすことのできる基礎自治体の根幹である継続性・持続可能性を支えるため、安定した財源の確保と、計画的で適切な公共施設等への投資、そして技術と知識を途絶えさせない組織づくりが不可欠となります。

平成30年に市制施行60周年を控える本市では、草加柿木地区産業団地の整備による企業誘致や松原団地の建替えに伴う市街地の整備など、雇用の創出や若年人口の増加につながる事業に取り組んでいるところです。今後も、市民や地域団体との緊密な連携や土地、施設など既存の地域資源を有効に活用しながら、個性と活力ある地域社会を構築し、市民に身近な社会資本の整備を進め、将来に向けた持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。中長期的な財政見通しの下、引き続き、市全体で財政健全化に取り組み、市民にとって「地域の豊かさ」を実感できる市政運営を強く望みます。

近隣市等における健全化判断比率の比較（平成27年度）



(単位：人・千円・%)

	草加市 (H28)	草加市 (H27)	川口市	越谷市	春日部市	八潮市
人口 (年度中の1月1日)	247,040	245,878	592,684	336,565	236,975	86,138
標準財政規模	42,987,569	42,410,750	100,799,550	57,480,625	42,371,013	16,344,200
実質赤字比率	6.43	11.35	8.00	9.32	6.42	9.77
連結実質赤字比率	34.04	37.38	19.77	17.79	22.43	26.22
実質公債費比率	3.9	3.9	6.5	8.2	6.7	9.6
将来負担比率	11.2	18.3	11.8	58.1	47.6	90.5

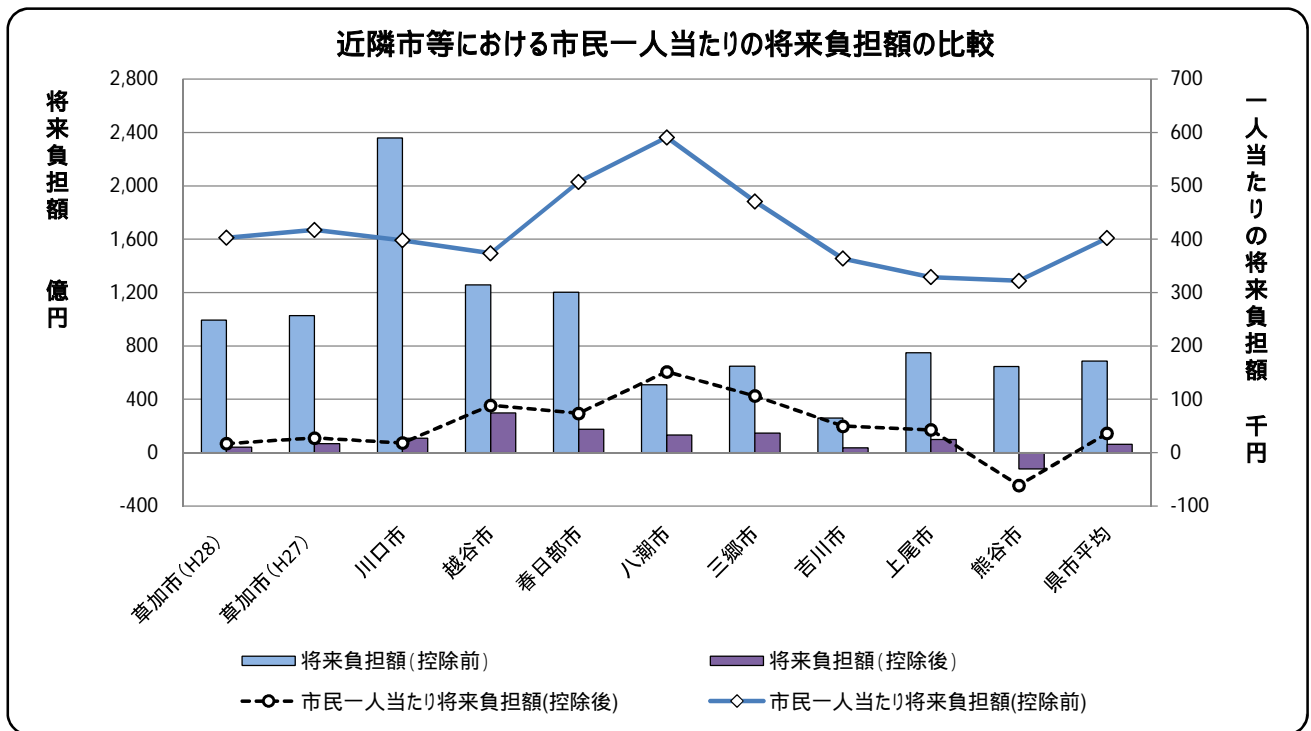
	三郷市	吉川市	上尾市	熊谷市	県市平均 (40団体)	類似団体平均 (39団体)
人口 (年度中の1月1日)	137,656	71,048	227,890	200,700	170,374	259,306
標準財政規模	24,585,403	12,132,275	36,919,980	40,206,721	31,598,038	52,807,975
実質赤字比率	11.55	4.91	6.82	9.86	6.94	4.87
連結実質赤字比率	22.60	28.24	21.92	16.05	20.19	18.18
実質公債費比率	7.1	4.5	4.0	2.1	4.7	6.2
将来負担比率	66.9	31.9	29.4	34.5	21.8	38.8

(注1) 草加市以外の市については、資料3「埼玉県内の市における健全化判断比率の状況(平成27年度)」のうち、近隣市及び人口規模が類似している団体を記載しています。

(注2) 県市平均及び類団平均は、資料3及び資料4の「平均」を記載しています。

(注3) 「人口(年度中の1月1日)」については、「草加市(H28)」は平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口、その他は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

近隣市等における市民一人当たりの将来負担額の比較（平成27年度）



	草加市 (H28)	草加市 (H27)	川口市	越谷市	春日部市	八潮市
将来負担額（控除前）千円	99,457,195	102,653,756	235,894,976	125,734,009	120,233,586	50,882,024
充当可能財源等 千円	95,278,877	95,898,044	225,125,223	95,952,560	102,787,858	37,820,452
将来負担額（控除後）千円 (-)	4,178,318	6,755,712	10,769,753	29,781,449	17,445,728	13,061,572
人口（年度中の1月1日）人	247,040	245,878	592,684	336,565	236,975	86,138
一人当たり将来負担額 (控除前)円 (÷)	402,596	417,499	398,011	373,580	507,368	590,704
一人当たり将来負担額 (控除後)円 (÷)	16,914	27,476	18,171	88,486	73,618	151,635

	三郷市	吉川市	上尾市	熊谷市	県市平均 (40団体)
将来負担額（控除前）千円	64,823,637	25,850,257	74,940,907	64,645,233	68,511,881
充当可能財源等 千円	50,191,979	22,332,123	65,176,812	76,967,687	62,350,837
将来負担額（控除後）千円 (-)	14,631,658	3,518,134	9,764,095	12,322,454	6,161,044
人口（年度中の1月1日）人	137,656	71,048	227,890	200,700	170,374
一人当たり将来負担額 (控除前)円 (÷)	470,910	363,842	328,847	322,099	402,126
一人当たり将来負担額 (控除後)円 (÷)	106,291	49,518	42,846	61,397	36,162

(注1) 「平成27年度決算に基づく健全化判断比率(埼玉県)」、表8及び資料3から作成しています。また、草加市以外の市については、近隣市及び人口規模が類似している団体を記載しています。
 (注2) 「控除前」とは将来負担額を指し、「控除後」とは将来負担増から充当可能財源等を控除した将来負担額を指します。
 (注3) 「人口(年度中の1月1日)」については、「草加市(H28)」は平成29年1月1日現在の住民基本台帳、その他は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口です。

資料3

埼玉県内の市における健全化判断比率の状況（平成27年度）

（単位：千円・％）

市の名称	人口（人） H28.1.1 現在	標準財政規模 A	一般会計等 実質収支額 B	連結 実質収支額 C	健全化判断比率				
					（ 省略） B/A 比率	（ 省略） C/A 比率	（ 3 力 年 平 均） 実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	
1	さいたま市	1,270,476	250,686,986	5,257,030	31,727,330	2.09	12.65	5.0	9.7
2	川越市	350,223	61,406,758	4,907,990	13,644,808	7.99	22.22	5.9	64.9
3	熊谷市	200,700	40,206,721	3,966,869	6,453,650	9.86	16.05	2.1	34.5
4	川口市	592,684	100,799,550	8,070,606	19,932,515	8.00	19.77	6.5	11.8
5	行田市	83,585	17,159,050	1,470,676	3,774,994	8.57	22.00	4.4	34.0
6	秩父市	65,311	17,418,366	1,806,794	6,725,695	10.37	38.61	4.2	38.3
7	所沢市	343,390	58,380,084	4,332,388	14,052,018	7.42	24.06	1.5	0.5
8	飯能市	80,513	17,359,547	793,371	2,551,406	4.57	14.69	2.4	6.5
9	加須市	114,289	24,796,691	3,269,495	7,389,248	13.18	29.79	6.4	10.0
10	本庄市	78,993	16,887,759	2,357,206	2,945,940	13.95	17.44	5.1	4.6
11	東松山市	89,574	16,738,524	1,190,698	6,630,715	7.11	39.61	3.5	22.3
12	春日部市	236,975	42,371,013	2,722,450	9,504,836	6.42	22.43	6.7	47.6
13	狭山市	153,738	27,196,504	1,109,397	6,264,611	4.07	23.03	2.1	20.0
14	羽生市	55,677	11,060,607	906,854	2,444,479	8.19	22.10	10.6	95.9
15	鴻巣市	119,192	23,690,068	1,928,585	3,899,157	8.14	16.45	3.5	26.5
16	深谷市	145,053	30,284,555	3,873,359	7,477,362	12.78	24.69	2.5	28.9
17	上尾市	227,890	36,919,980	2,521,605	8,093,102	6.82	21.92	4.0	29.4
18	草加市	245,878	42,410,750	4,814,359	15,855,793	11.35	37.38	3.9	18.3
19	越谷市	336,565	57,480,625	5,359,278	10,227,399	9.32	17.79	8.2	58.1
20	蕨市	73,289	13,799,947	1,043,506	3,562,309	7.56	25.81	5.1	8.2
21	戸田市	135,243	27,664,672	2,409,328	4,240,335	8.70	15.32	3.7	54.9
22	人間市	149,593	25,379,619	1,388,234	5,700,415	5.46	22.46	0.4	3.1
23	朝霞市	135,928	23,004,151	1,009,386	2,760,026	4.38	11.99	3.7	34.5
24	志木市	74,183	13,785,491	1,591,924	4,587,339	11.54	33.27	0.2	30.6
25	和光市	80,615	14,608,086	1,335,523	3,948,577	9.14	27.03	2.7	57.9
26	新座市	164,028	28,431,222	1,137,701	4,406,794	4.00	15.49	5.5	48.6
27	桶川市	75,071	13,542,388	381,375	873,509	2.81	6.45	4.9	24.4
28	久喜市	154,527	30,470,514	2,515,119	7,260,446	8.25	23.82	8.3	49.9
29	北本市	68,154	12,701,606	891,320	1,484,384	7.01	11.68	3.5	42.4
30	八潮市	86,138	16,344,200	1,597,248	4,285,979	9.77	26.22	9.6	90.5
31	富士見市	110,045	19,902,116	1,149,279	3,276,021	5.77	16.46	4.2	8.1
32	三郷市	137,656	24,585,403	2,841,323	5,556,491	11.55	22.60	7.1	66.9
33	蓮田市	62,481	11,905,150	714,888	2,992,363	6.00	25.13	5.3	24.1
34	坂戸市	101,408	17,900,628	1,600,789	2,581,364	8.94	14.42	4.4	47.8
35	幸手市	52,725	10,117,016	1,215,336	3,452,694	12.01	34.12	4.2	8.2
36	鶴ヶ島市	70,145	12,538,041	804,437	1,218,537	6.41	9.71	7.0	14.7
37	日高市	57,015	11,033,564	815,045	3,379,526	7.38	30.62	2.1	1.8
38	吉川市	71,048	12,132,275	596,142	3,426,393	4.91	28.24	4.5	31.9
39	ふじみ野市	112,919	21,335,080	1,527,906	4,380,419	7.16	20.53	0.3	13.2
40	白岡市	52,035	9,486,204	539,009	2,222,772	5.68	23.43	6.4	7.4
	平均	170,374	31,598,038	2,194,096	6,379,794	6.94	20.19	4.7	21.8

（注1）平成27年度市町村別決算状況調（総務省）及び平成27年度決算に基づく健全化判断比率（埼玉県）、公開資料を基に作成（算定）しています。

（注2）実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも実質赤字であり、を省略して表示しています。

（注3）「一般会計等実質収支額」は、実質赤字比率を算出するため、一般会計に属する特別会計を含んだものです。

資料 4

類似団体における健全化判断比率の状況（平成 27 年度）

類似団体区分（総務省） 施行時特例市（平成 27 年 4 月 1 日現在）

（単位：千円・％）

整理番号	都道府県名	市の名称	人口（人） H28.1.1現在	標準財政規模 A	一般会計等 実質収支額 B	連結 実質収支額 C	健全化判断比率			
							（省略） B / A	（連結実質赤字比率 C / A）	（実質公債費比率 3年平均）	将来負担比率
1	青森県	八戸市	235,878	51,040,998	-	-	-	-	12.1	117.7
2	山形県	山形市	249,778	51,683,890	1,885,856	11,227,412	3.64	21.72	8.6	70.6
3	茨城県	水戸市	273,047	55,911,113	-	-	-	-	9.3	85.3
4	茨城県	つくば市	223,755	45,580,638	3,036,623	5,106,951	6.66	11.20	6.7	49.5
5	群馬県	伊勢崎市	211,803	42,028,648	-	-	6.22	31.50	6.1	36.8
6	群馬県	太田市	222,897	49,238,477	-	-	5.03	11.54	6.9	51.7
7	埼玉県	熊谷市	200,700	40,206,721	3,966,869	6,453,650	9.86	16.05	2.1	34.5
8	埼玉県	川口市	592,684	100,799,550	8,070,606	19,932,515	8.00	19.77	6.5	11.8
9	埼玉県	所沢市	343,390	58,380,084	4,332,388	14,052,018	7.42	24.06	1.5	0.5
10	埼玉県	春日部市	236,975	42,371,013	2,722,450	9,504,836	6.42	22.43	6.7	47.6
11	埼玉県	草加市	245,878	42,410,750	4,814,359	15,855,793	11.35	37.38	3.9	18.3
12	神奈川県	平塚市	257,506	48,453,987	2,688,606	6,518,170	5.54	13.45	2.6	0.0
13	神奈川県	小田原市	194,502	37,403,950	3,909,300	10,602,694	10.45	28.34	6.2	11.5
14	神奈川県	茅ヶ崎市	241,264	40,032,573	2,630,336	10,448,354	6.57	26.09	0.3	44.1
15	神奈川県	厚木市	225,503	45,181,945	3,774,220	5,935,060	8.35	13.13	2.7	58.2
16	神奈川県	大和市	234,627	40,356,281	2,930,142	6,832,229	7.26	16.92	1.3	25.1
17	新潟県	長岡市	276,776	73,304,069	-	-	-	-	9.7	56.7
18	新潟県	上越市	198,356	58,928,651	1,849,769	14,284,408	3.13	24.24	13.9	90.0
19	福井県	福井市	266,553	58,477,862	1,536,123	8,694,445	2.62	14.86	11.8	113.0
20	山梨県	甲府市	192,559	41,799,378	876,921	7,187,104	2.09	17.19	7.8	68.3
21	長野県	松本市	241,796	57,867,540	-	-	-	-	5.4	-
22	静岡県	沼津市	200,704	41,307,718	-	-	-	-	5.0	39.0
23	静岡県	富士市	256,731	49,426,410	2,953,746	8,610,967	5.97	17.42	2.9	64.2
24	愛知県	一宮市	386,343	70,314,274	-	-	-	-	3.7	47.1
25	愛知県	春日井市	311,327	56,059,393	3,034,598	16,285,717	5.41	29.05	6.3	60.4
26	三重県	四日市市	312,457	69,585,958	-	-	-	-	9.8	37.5
27	大阪府	岸和田市	199,214	43,121,339	-	-	0.76	2.91	12.4	60.5
28	大阪府	吹田市	367,068	67,708,473	-	-	0.26	4.33	1.5	61.6
29	大阪府	茨木市	279,395	49,910,178	-	-	1.80	12.60	2.8	33.1
30	大阪府	八尾市	268,965	54,994,876	48,935	10,071,060	0.08	18.31	7.4	51.8
31	大阪府	寝屋川市	239,108	45,162,644	-	-	3.12	18.13	1.9	37.9
32	兵庫県	明石市	298,059	55,825,615	1,978,693	9,344,504	3.54	16.73	3.8	51.5
33	兵庫県	加古川市	269,555	48,857,410	662,514	7,186,262	1.35	14.70	5.3	29.6
34	兵庫県	宝塚市	233,962	43,073,912	-	-	-	-	5.3	43.0
35	鳥取県	鳥取市	191,969	51,763,774	1,782,336	9,617,448	3.44	18.57	12.1	78.4
36	島根県	松江市	204,952	56,659,863	853,491	1,885,600	1.50	3.32	15.4	128.8
37	広島県	呉市	232,925	58,015,665	1,999,897	7,445,903	3.44	12.83	11.7	99.9
38	佐賀県	佐賀市	235,523	54,668,515	1,544,630	7,280,494	2.82	13.31	3.4	33.9
39	長崎県	佐世保市	258,466	61,596,907	-	-	6.93	31.56	8.2	27.6
		平均	259,306	52,807,975	2,661,809	9,598,483	4.87	18.18	6.2	39.8

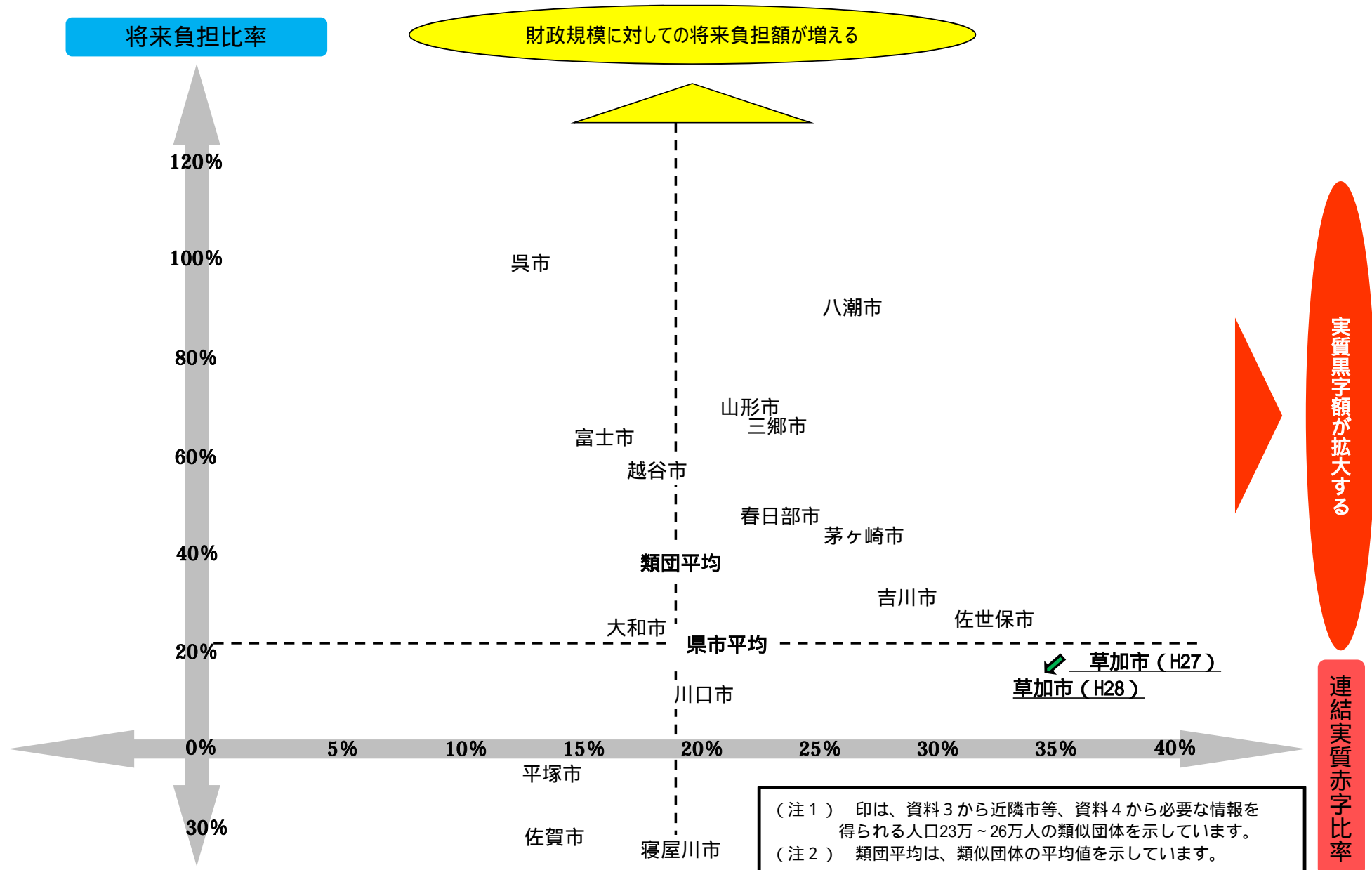
（注1）平成 27 年度市町村別決算状況調（総務省）及び平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率（埼玉県）、公開資料から可能な範囲で作成（算定）しています。

（注2）実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも実質黒字であり、- を省略して表示しています。

（注3）平均は、各数値の合計を表示団体数（最大 39 市）で除しています。なお、「-」表示は算定除外しています。

（注4）「一般会計等実質収支額」は、実質赤字比率を算出するため、一般会計に属する特別会計を含んだものです。

近隣市等及び類似団体における連結実質赤字比率及び将来負担比率の関係（平成27年度） イメージ



ア 行

一部事務組合

地方公共団体の事務の一部を共同処理するために設置されたものです。

一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、特別会計で計上される以外のすべての経費は一般会計で処理されます。

一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものです。

一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。地方税、地方譲与税、地方交付税のほか、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金等があります。

カ 行

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。各行政項目の基準財政需要額は、単位費用、測定単位及び補正係数を乗じた額を基本に算定します。

広域連合

地方公共団体の事務で広域にわたり処理するために設置されたものです。

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

地方公共団体が経営する企業で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業で法適用企業以外のものを法非適用企業と規定しています。

法適用企業は企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金をいいます。

サ 行

債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくもので、予算の一部を構成するものです。

債務保証

地方公共団体が地域の産業、経済の振興等を図るため、地方公共団体が住民の受ける融資等に対する債務の保証で、主たる債務を前提とし、その債務が履行されない場合に代わって弁済する契約です。

実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源（継続費繰次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越等）を控除した額です。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

準元利償還金

公営企業や一部事務組合等が借り入れた地方債の償還財源に充てられた、一般会計が負担した繰出金や負担金等の合計額です。

損失補償

特定の者が金融機関等から融資を受ける場合に、その融資の全部又は一部が返済不能となって当該金融機関等が損失を被ったとき、地方公共団体が融資を受けた者に代わって、その損失を補償することをいいます。

タ行

第三セクター

一般的には、地方公共団体の公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体を指します。

地方公社

公共用地の取得・造成、住宅の建設管理等を行うために、地方公共団体が出資等を行って設立された法人です。

地方交付税

国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定の割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるように、一定の基準により国が交付する税をいいます。

地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務でその返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

特定財源

財源の用途が特定されているもので、国庫支出金、県支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料等があります。

特別会計

地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計です。

ハ行

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額ですが、特例として臨時財政対策債の発行可能額を含みます。

なお、実際の歳入額とは一致しません。

標準税収入額

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額です。具体的には、法定普通税の基準税額の合計をいいます。

ウ行

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。なお、償還費用は普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額（P.26参照）に算入されます。

